

きりん訪問介護事業所重要事項説明書
(令和7年9月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 きりん訪問介護事業所
- ・開設年月日 平成11年10月22日
- ・所在地 佐賀市久保泉町上和泉2232-1
- ・電話番号 0952-98-0808 ・ファックス番号 0952-98-2816
- ・管理者名 木下 徹郎
- ・介護保険指定番号 4150180042

(2) 訪問介護事業所の目的と運営方針

指定居宅サービスたる訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の事業は、要介護及び要支援状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める

(3) 事業所の職員体制

管理者 1名

サービス提供責任者 1名以上

介護職員 2.5名以上

2. サービス内容

- ① 訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）計画の立案
- ② 身体介護（入浴介助・排泄介助・食事介助・清拭及び洗髪・衣類の着脱介助・通院介助等）
- ③ 生活援助（調理・洗濯・掃除・生活必需品の買い物・その他必要な家事）
- ④ 相談・助言

3. 要望及び苦情等の相談

- 1 利用者または主たる介護者は、当事業所が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、苦情担当者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者等に報告します。
- 2 当事業所は利用者等から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者等に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

4. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していない

5. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。